

宮古島 ICT 交流センター指定管理者募集要項

宮古島 ICT 交流センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条の 2、宮古島市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例(平成 30 年 12 月 20 日条例第 35 号)及び宮古島市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 30 年 12 月 27 日規則第 30 号)に基づき、指定管理者を募集します。

1 募集の目的

宮古島市では、公の施設である「宮古島 ICT 交流センター」について、設置目的である「情報技術による産業振興及び技術集積並びに市民及び企業の情報通信技術に関する知識及び技術の向上を図ることを目的に、情報産業の育成、普及及び宮古島市の地域振興を図ることをより効果的に達成するため、指定管理者を募集します。

本募集要項は、「宮古島 ICT 交流センター」の指定管理者指定に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 管理対象施設

名称：宮古島 ICT 交流センター

位置：宮古島市下地字上地 472 番 39(下地庁舎 3 階)

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理者の募集及び指定管理者候補者の選定方法

- ・募集は募集要項に基づき一般公募提案方式により行う。
- ・指定管理者候補者の選定は「宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会」において総合的な評価に基づいて行う。

(4) 協定の締結

- ・指定管理者候補者の選定後、当該候補者と細目について協議を行い、宮古島市議会の議決後に協定を締結する。

3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、次の各号に該当する団体等は応募することができません。
 - ア 団体等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいる団体等。
 - イ 会社更生法第 30 条又は民事再生法第 21 条の規定による更正手続又は再生手続の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない団体等。
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。
 - エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体等。
 - オ 地方自治法第 92 条の 2 又は第 180 条の 5 第 6 項の規定する役員等がいる団体等。
 - カ 国税、県税及び宮古島市税等を滞納している団体等並びに団体等の代表者。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等。
- ② 日本国内に拠点となる事業所を置く団体等。
- ③ 宮古島 ICT 交流センターの設置趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識等を有する団体等であること。

(2) 提出書類

宮古島市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定による指定申請書（様式第1号）を次の書類を添えて原本1部、写し6部を提出すること。（選考過程において選考が難航した場合、指定するテーマでのレポートを提出させる場合がある）。

- ① 事業計画書及び収支予算書
- ② 事業報告書を作成している場合にあっては、当該報告書（初年度は、該当しない）
- ③ 定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿等）
- ④ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（法人以外の団体にあっては、事業実績報告書及び決算書等）
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書（申請書提出日の属する事業年度及びその前年度分）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑥ 団体等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれに類する書面

(3) 募集手続等

- ① 募集要項等の配布（原則郵送による配布無し）

ア 配布期間

令和2年8月27日（木）～令和2年9月25日（金）まで

イ 配布時間

午前9時00分～午後5時15分まで（土日祝祭日及び平日の午後0時から午後1時までを除く）

ウ 配布場所

沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市役所平良庁舎5階 情報政策課

宮古島市のホームページからダウンロード

<http://city.miyakojima.lg.jp>

- ② 募集要項等に関する現地説明会

募集要項等に関する現地説明会は実施しない。ただし、希望者があれば調整の上、現地を案内する。

- ③ 申請書類の提出期間及び提出先等

ア 提出期間及び受付時間

令和2年8月27日（木）～令和2年9月25日（金）午後5時15分までに提出
なお、受付は午前9時00分～午後5時15分まで（土日祝祭日及び平日の午後0時から午後1時までを除く）

イ 提出先

沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市役所平良庁舎5階 情報政策課

ウ 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合も令和2年9月25日（金）午後5時15分までに必着）

エ 申請に当たっての注意事項

（ア）複数の申請の禁止

一応募者につき一申請とし、複数の申請をした場合には失格とする。

（イ）申請書提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合

申請はなかったものとして取り扱う。

（ウ）不当な要求の禁止

申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。

(エ) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で申請する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行に支障がないと宮古島市が判断した場合には、変更を可能とすることもある。

(オ) 応募の辞退

申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合は、任意の文書により応募辞退届けを提出すること。

(カ) 提案内容の変更の禁止

軽微のものを除き、提出された書類の変更は認めない。

(キ) 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。

(ク) 申請書類の返却

申請書類は理由の如何に関わらず返却しない。

(ケ) 費用負担

申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

(ク) 本事業提案で知り得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用を禁ずる。ただし、以下の情報についてはその対象としない。

・公知となっている情報

・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

④ 公募に関する質問等

ア 受付期間：公募期間中

イ 質問方法：質問は、質問票（別紙様式）に記載の上、電子メールにより情報政策課宛に送信してください。

E-mail : i.center*city.miyakojima.lg.jp

※セキュリティ上、「*」を@に修正し入力して下さい。

ウ 回答方法：電子メールによる

⑤ 指定管理者の候補の選定

ア 選定（審査）の方法

指定管理者選定に当たっては、宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において事業計画に沿って施設を管理運営する能力、施設の目的に沿ったより効果的な事業の可能性、経費節減に向けての取組等を総合的に評価し選定する。

イ. 選定基準と配点

指定管理者候補の選定における審査の方法は総合点数方式とし、選定基準・審査項目・配点は以下のとおりとする。総合点数は最高で 105 点とし、合計点数が最も高くかつ総合配点の 50%以上であるものの応募者を候補として選定する。

選定基準	審査項目	配点
1 市民の平等な利用の確保	(1)市民の平等な利用の確保	【10 点】
2 公の施設の効用の発揮と効率的な管理	(1)利用者に対するサービスの向上	【20 点】
	(2)施設の効果的な活用	【20 点】
	(3)管理経費の縮減	【20 点】
3 管理を安定して行う人的能力及び物的能力	(1)管理運営体制	【15 点】
	(2)経営の健全性・安定性	【15 点】
4 個人情報の適正な取扱	(1)個人情報の適正な取扱	【 5 点】

⑥ 選定結果の通知

ア. 選定結果については、委員会において指定管理者候補者が選定され次第、その結果はすべての候補者に通知する。

- イ. 選定結果の通知の後、選定した指定管理の候補者の指定が不可能又は著しく不適当と認められる事態が発生した場合は、再度の選定の後、再度通知する。
- ⑦ 指定管理者の指定及び協定の締結
- ア. 管理者の指定には、宮古島市議会の議決が必要であり、議決の後、正式に指定管理者として指定され、その旨を通知する。
- イ. 指定管理者に指定された場合に、宮古島市と指定管理者は協議のうえ、基本協定と年度協定を締結する。
- ウ. 指定後の留意事項
- (ア) 指定の議決を経るまでの間に指定管理をすることが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後であっても、指定しない場合がある。
- (イ) 指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合がある。
- ・正当な理由なくして協定に応じない場合。
 - ・資金事情の悪化により、業務の履行に支障があると認められるとき。
 - ・著しく社会的信用を損なう行為があつたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

4 その他

(1) 事務引継

指定管理者の指定は、宮古島市議会において指定管理者の指定が議決された後、速やかに宮古島市からの事務引継に着手すること。なお、事務引継に要した経費は、全て指定管理者として指定されたものの負担とする。

(2) 事業実施状況の報告等

① 実績報告書の提出

指定管理者は、施設の利用等に係る状況について、毎年度終了後 60 日以内に、実績報告書により、関係書類を添付のうえ報告しなければならない。

② 利用者アンケート等の実施

施設利用者の利便性向上等の観点から、指定管理者は宮古島市と協議し、アンケート等による施設利用者の要望・意見の聴取を実施し、その結果及び業務改善への反映状況について宮古島市へ報告する。

③ 帳簿書類等の提出

帳簿書類やその他の書類については、実績報告書とともに宮古島市へ提出する。また、必要に応じて隨時に提出を求める場合にはこれに応じなければならない。

(3) 指定管理者の責任履行等

- ① 指定管理者は、施設利用者の被災等に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。
- ② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合またはそのおそれが生じた場合は、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。
- ③ 前記に規定するものほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

【問い合わせ先】

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市役所 情報政策課

電話：0980-72-1689（内線535）

FAX：0980-72-3795

担当：吉謝、山崎

様式第1号(第2条関係)

年　月　日

宮古島ICT交流センター指定管理者指定申請書

宮古島市長 様

申請者

郵便番号

住所

団体名

代表者

印

電話番号

宮古島市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 法人以外の団体
----------	-----------------------------	----------------------------------

2 添付書類

(1) 申請資格に関する書面

- 登記事項証明書
- 代表者の身分証明書
- 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面
- 国税及び地方税の納税証明書

(2) 施設の管理に係る収支予算書

- 宮古島ICT交流センターの管理に係る収支予算書

(3) 法人等の経営状況を証明する書面

- 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面
- 前事業年度の貸借対照表等
- 前事業年度の財産目録等
- 事業年度の収支予算書
- 事業年度の事業計画書

- 事業報告書
- 法人等の役員名簿
- 組織に関する事項について記載した書面
- その他市長が必要と認める書面

(注) 1 □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

2 「申請資格に関する書面」は、法人にあっては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあっては登記簿謄本の提出を要しない。

質問票

宮古島市企画政策部
情報政策課 あて

団体名 _____
担当者 _____
住 所 _____
電 話 _____

「宮古島 ICT 交流センターの指定管理者募集要項」等について次の項目を質問します。

*質問は、持参するか郵送により行って下さい。

*質問の受付期間は、令和2年8月27日（木）～令和2年9月25日（金）までの平日、9時から正午まで及び13時から17時までとします。

*質問への回答は、質問者に文書により回答致します。